

[事案 28-353] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

担当者ないし保険会社が、事前に疾病入院一時金の取扱いについて詳しく説明していれば、一旦退院するなどより有利な選択ができたはずであるなどとして、再入院した場合に支払われる疾病入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

下腹痛で入院し、翌日退院の準備をしていたところ、切迫早産で入院継続となった。以下等の理由により、平成 25 年 9 月に契約した医療保険にもとづく疾病入院一時金を支払ってほしい。

- (1) 担当者ないし保険会社が事前に疾病入院一時金の取扱いについて詳しく説明していれば、下腹痛の入院後に一旦退院のうえ、切迫早産で再入院することで、計 2 回の疾病入院一時金が受領できた。
- (2) 一旦退院するかどうか判断する際、下腹痛と切迫早産は関係がないため、疾病入院一時金が 2 回分支払われるのか何度も保険会社担当者を確認をしたが、本部が最終的に判断する旨の回答をされた。
- (3) 下腹痛につき、退院予定であったのは、診断書から明らかである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 治療のための入退院は、医師の指示等にもとづいて治療上の最善の選択を行うものであり、当社はその点につきアドバイスを行う立場にない。
- (2) 継続入院した際の疾病入院一時金に係る取扱いは、一般的に契約内容の主要な要素ではなく、契約時に口頭で説明する義務はない。
- (3) 下腹痛により退院予定であったとしても、実際は継続して入院しており、給付金の支払判断には影響しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入退院時等の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状況は疾病入院一時金について約款上の支払要件に該当するとは認められず、保険会社における説明義務違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。